

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 24 日

各都道府県
子ども・子育て支援担当部局 御中

こども家庭庁成育局保育政策課

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

「「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和 8 年 4 月 8 日付こ成保 306、8 文科初第 172 号）の正誤について

日頃より、子ども・子育て支援施策の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

標記の件については、「「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正について」（令和 8 年 4 月 8 日付こ成保 306、8 文科初第 172 号）を別紙のとおり訂正することとしますので、十分ご了知の上、貴管内市町村への周知をお願いします。

「(別紙)「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」新旧対照表」の一部訂正について

No.	該当箇所	誤	正
1	P5 表中 改正前 欄中 35行目	i 年齢別配置基準 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満 3歳児 20人につき1人 (注1) ここでいう「教員(教諭等)」とは、 幼稚園教諭免許状を有する者をいうこと (なお、学級担任など教育・保育に従事 しない副園長及び教頭については、この 限りでない。)	i 年齢別配置基準 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満 3歳児 20人につき1人 (注1) ここでいう「教員(教諭等)」とは、 幼稚園教諭免許状を有する者をいうこと (なお、教育・保育に直接従事しない副 園長及び教頭については、この限りでな い。)
2	P5 表中 改正後 欄中 35行目	i 年齢別配置基準 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満 3歳児 20人につき1人 (注1) ここでいう「教員(教諭等)」とは、 幼稚園教諭免許状を有する者をいうこと (なお、学級担任など教育・保育に従事 しない副園長及び教頭については、この 限りでない。)	i 年齢別配置基準 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満 3歳児 20人につき1人 (注1) ここでいう「教員(教諭等)」とは、 幼稚園教諭免許状を有する者をいうこと (なお、教育・保育に直接従事しない副 園長及び教頭については、この限りでな い。)
3	P32 表中 改正後 欄中 7行目	<u>(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>施設は、毎年度、当該年の9月30日まで</u> <u>に、子ども・子育て支援情報公表システム</u> <u>(ここ de サーチ)を通じて、その提供する</u> <u>教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第</u> <u>58条第1項に定めるものをいう。)を、教</u> <u>育・保育を提供する施設又は事業所の所在地</u> <u>の都道府県知事に報告すること。当該情報に</u> <u>ついて変更がない場合も、その旨の報告を行</u> <u>うこと。ただし、施設が所在する市町村から</u> <u>施設に対し、当該報告がなされていない又は</u> <u>情報に誤りがあることについて指摘したにも</u> <u>かかわらず、適切な対応がなされていない場</u> <u>合は、当該年度の加算は適用されないものと</u> <u>する。なお、「適切な対応がなされていない場</u> <u>合」は、報告内容や施設の状況等を勘案して</u> <u>市町村が判断するものとする。</u>	<u>(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>施設は、毎年度、当該年の9月30日まで</u> <u>に、子ども・子育て支援情報公表システム</u> <u>(ここ de サーチ)を通じて、その提供する</u> <u>教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第</u> <u>58条第1項に定めるものをいう。)を、教</u> <u>育・保育を提供する施設の所在地の都道府県</u> <u>知事に報告すること。当該情報について変更</u> <u>がない場合も、その旨の報告を行うこと。た</u> <u>だし、施設が所在する市町村から施設に対</u> <u>し、当該報告がなされていない又は情報に誤</u> <u>りがあることについて指摘したにもかかわら</u> <u>ず、適切な対応がなされていない場合は、当</u> <u>該年度の加算は適用されないものとする。な</u> <u>お、「適切な対応がなされていない場合」</u> <u>は、報告内容や施設の状況等を勘案して市町</u> <u>村が判断するものとする。</u>

No.	該当箇所	誤	正
		<u>(2) 加算の認定</u> <u>(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、教育支援体制整備事業費交付金の交付状況、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。</u>	<u>(2) 加算の認定</u> <u>(ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、国庫補助金の交付状況、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。</u>
4	P34 表中 <u>改正後</u> 欄中 26 行目	(※) 保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。） <u>第 33 条第 3 項</u> 、第 95 条、第 96 条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）附則 <u>第 2 項</u> に基づいて都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。	(※) 保育士には、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。） <u>第 33 条第 3 項</u> 、附則第 95 条、第 96 条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成 10 年厚生省令第 51 号）附則 <u>第 2 項</u> に基づいて都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）が定める条例に基づき保育士とみなされた者を含む。
5	P38 表中 <u>改正前</u> 欄中 38 行目	(イ) 児童福祉施設設備運営基準第 33 条の第 2 項及び附則第 94 条から第 97 条並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第 2 条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。	(イ) 児童福祉施設設備運営基準第 33 条の第 2 項 <u>及び</u> 附則第 94 条から <u>第 97 条</u> 並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則 <u>第 2 条</u> の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
6	P38 表中 <u>改正後</u> 欄中 38 行目	(イ) 児童福祉施設設備運営基準第 33 条の第 2 項及び附則第 94 条から第 97 条並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第 2 条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。	(イ) 児童福祉施設設備運営基準第 33 条の第 2 項 <u>及び</u> <u>第 3 項並びに</u> 附則第 94 条から <u>第 98 条</u> 並びに児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則 <u>第 2 項</u> の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。
7	P49 表中 <u>改正前</u> 欄中	(注 1) 児童福祉施設設備運営基準附則第 95 条、第 96 条及び児童福祉施設最低基準の一部を	(注 1) 児童福祉施設設備運営基準 <u>附則</u> 第 95 条、第 96 条及び児童福祉施設最低基準の一部を

No.	該当箇所	誤	正
	25 行目	改正する省令附則第 2 条により保育士とみなされる者を含む。	改正する省令附則第 2 条により保育士とみなされる者を含む。
8	P49 表中改正後欄中 25 行目	(注 1) 児童福祉施設設備運営基準附則第 95 条、第 96 条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第 2 条により保育士とみなされる者を含む。	(注 1) 児童福祉施設設備運営基準第 33 条第 3 項、附則第 95 条、第 96 条及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第 2 項により保育士とみなされる者を含む。
9	P64 表中改正後欄中 9 行目	(注 2) 法第 58 条第 1 項の規定による報告に関する留意事項 施設は、毎年度、当該年の 9 月 30 日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第 58 条第 1 項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、施設が所在する市町村から施設に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や施設の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。 (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、保育所等における ICT 化推進等事業の申請状況、4 つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。	(注 2) 法第 58 条第 1 項の規定による報告に関する留意事項 施設は、毎年度、当該年の 9 月 30 日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第 58 条第 1 項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する施設の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、施設が所在する市町村から施設に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や施設の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。 (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、国庫補助金の交付状況、4 つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。

No.	該当箇所	誤	正
10	P66 表中 改正前 欄中 3行目	i 年齢別配置基準^(※) 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人 （注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあつては、幼稚園の教諭の普通免許状（助保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する講師にあつては幼稚園の助教諭の臨時免許状。以下この注において同じ。）を有し、かつ、保育士登録を受けた者（令和12年3月31日までの間に限り、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭以外については、幼稚園の教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。また、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭については、令和9年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあつては、幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、副園長・教頭配置加算（⑦）の適用を受ける場合は、含まない。）。	i 年齢別配置基準^(※) 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人 （注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあつては、幼稚園の教諭の普通免許状（助保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する講師にあつては幼稚園の助教諭の臨時免許状。以下この注において同じ。）を有し、かつ、保育士登録を受けた者（令和12年3月31日までの間に限り、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭以外については、幼稚園の教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。また、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭については、令和9年3月31日までの間に限り、幼稚園教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあつては、幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者をいうこと（なお、教育・保育に直接従事しない副園長及び教頭については、この限りではない。）。
11	P66 表中 改正後 欄中 3行目	i 年齢別配置基準^(※) 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人 （注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあつては、幼稚園の教諭の普通免許状（助保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する講師にあつては幼稚園の助教諭の臨時免許状。以下この注において同じ。）を有し、かつ、保育士	i 年齢別配置基準^(※) 4歳以上児 30人につき1人、3歳児及び満3歳児 20人につき1人、1、2歳児（保育認定子どもに限る。）6人につき1人、乳児3人につき1人 （注1）「保育教諭等」とは、幼保連携型認定こども園にあつては、幼稚園の教諭の普通免許状（助保育教諭又は助保育教諭に準ずる職務に従事する講師にあつては幼稚園の助教諭の臨時免許状。以下この注において同じ。）を有し、かつ、保育士

No.	該当箇所	誤	正
		登録を受けた者（令和 12 年 3 月 31 日までの間に限り、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭以外については、幼稚園の教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。また、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭については、令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り、幼稚園教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者をいうこと（なお、副園長及び教頭については、副園長・教頭配置加算（⑦）の適用を受ける場合は、含まない。）。	登録を受けた者（令和 12 年 3 月 31 日までの間に限り、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭以外については、幼稚園の教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。また、副園長、教頭、主幹保育教諭及び指導保育教諭については、令和 9 年 3 月 31 日までの間に限り、幼稚園教諭の普通免許状のみを有する者又は保育士登録のみを受けた者を含む。）をいい、その他の認定こども園にあっては、幼稚園教員免許状を有する者又は保育士登録を受けた者をいうこと（なお、教育・保育に直接従事しない副園長及び教頭については、この限りではない。）。
12	P80 表中 改正後 欄中 23 行目	<u>4. 安全計画の策定等をしていない場合（②a）</u> <u>（1）調整の適用を受ける施設の要件</u> 学校安全計画を策定しておらず、当該学校安全計画に基づく取組を実施していない施設に適用する。 （注） <u>（注）適用の始期に関する留意事項</u> 本調整は、令和 8 年 7 月から適用する。 <u>（2）調整の適用を受ける施設の認定</u> <u>（ア）調整の適用を受ける施設の認定は、施設の設置者から（1）の要件の適合の有無を確認の上、施設が所在する市町村長が行うこと。</u> なお、認定こども園については、学校安全計画を策定し、当該学校安全計画に従い必要な措置等を講じなければならないことから、（1）の要件を満たさない場合は、調整の適用と併せて、市町	<u>4. 安全計画の策定等をしていない場合（②a）</u> <u>（1）調整の適用を受ける施設の要件</u> 学校安全計画を策定しておらず、当該学校安全計画に基づく取組 （注 1） を実施していない施設に適用する。 （注 2） <u>（注 1）保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の場合は児童福祉施設設備運営基準第 6 条の 3 第 1 項に定める安全計画の策定等を行い、調整の適用を受ける施設の要件は別紙 2 の IV の 4.（1）によること。</u> <u>（注 2）適用の始期に関する留意事項</u> 本調整は、令和 8 年 7 月から適用する。 <u>（2）調整の適用を受ける施設の認定</u> <u>（ア）調整の適用を受ける施設の認定は、施設の設置者から（1）の要件の適合の有無を確認の上、施設が所在する市町村長が行うこと。</u> なお、認定こども園については、学校安全計画（保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、安全計画。以下この（ア）において同じ。）を策定し、当該学校安全計画に従い

No.	該当箇所	誤	正
		<u>村から都道府県等に情報共有し、適切に指導監督が行われるようにすること。</u> <u>(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、(ア)の申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用がないものとする。</u>	<u>必要な措置等を講じなければならないことから、(1)の要件を満たさない場合は、調整の適用と併せて、市町村から都道府県等に情報共有し、適切に指導監督が行われるようにすること。</u> <u>(イ) 市町村長は、調整の適用を受ける施設について、(ア)の申請又は指導監督等を通じてその状況を把握し、(1)の要件に適合しなくなった場合には、(1)の要件に適合しなくなった日の属する月の翌月(月の初日に(1)に適合しなくなった場合はその月)から調整の適用がないものとする。</u>
13	P83 表中 <u>改正前</u> 欄中 33行目	なお、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合(⑱)の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。	なお、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合(⑱)の調整が適用されている施設については、当該加算<u>の</u>対象とはならないこと。
14	P83 表中 <u>改正後</u> 欄中 33行目	なお、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合(⑱)の調整が適用されている施設については、当該加算の対象とはならないこと。	なお、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合(⑱)の調整が適用されている施設については、当該加算<u>の①の</u>対象とはならないこと。
15	P96 表中 <u>改正後</u> 欄中 12行目	<u>(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>施設は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第58条第1項に定めるものをいう。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、施設が所在する市町村から施設に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされて</u>	<u>(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>施設は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第58条第1項に定めるものをいう。)を、教育・保育を提供する施設の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、施設が所在する市町村から施設に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場</u>

No.	該当箇所	誤	正
		いない場合」は、報告内容や施設の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。 (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。	合」は、報告内容や施設の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。 (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、施設が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その施設の設置者からその旨の申請（施設名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、国庫補助金の交付状況、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。
16	P134 表中 改正後 欄中 17 行目	(3) 加算額の算定 加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。 (A) (1) の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に 60 時間以上^(注1)であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童^(注2)受入事業所 (B) (1) ②の要件を満たす事業所 (注1) 1 週に 2 日程度の配置又は嘱託を想定。 (注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。	(3) 加算額の算定 加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。 (A) (1) の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に 60 時間以上^(注1)であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童^(注2)受入事業所 (B) (1) の要件を満たす事業所 (注1) 1 週に 2 日程度の配置又は嘱託を想定。 (注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。
17	P135 表中 改正後 欄中 22 行目	(注2) 法第 58 条第 1 項の規定による報告に関する留意事項 事業所は、毎年度、当該年の 9 月 30 日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第 58 条第 1 項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。	(注2) 法第 58 条第 1 項の規定による報告に関する留意事項 事業所は、毎年度、当該年の 9 月 30 日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第 58 条第 1 項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。

No.	該当箇所	誤	正
		<u>うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。</u> <u>(2) 加算の認定</u> <u>(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。</u>	<u>ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。</u> <u>(2) 加算の認定</u> <u>(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、国庫補助金の交付状況、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。</u>
18	P143 表中 <u>改正前</u> 欄中 28行目	(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条（A型）又は第31条第2項（B型）の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。	(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条（A型）又は第31条第2項（B型）の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。
19	P143 表中 <u>改正後</u> 欄中 28行目	(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条（A型）又は第31条第2項（B型）の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。	(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項から第4項及び附則第6条から第9条（A型）又は第31条第2項から第5項（B型）の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。
20	P160 表中 <u>改正後</u> 欄中 1行目	<u>(3) 加算額の算定</u> <u>加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。</u>	<u>(3) 加算額の算定</u> <u>加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。</u>

No.	該当箇所	誤	正
		<u>(A) (1) の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に 60 時間以上^(注1)であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童^(注2)受入事業所</u> <u>(B) (1) ②の要件を満たす事業所</u> <u>(注1) 1 週に 2 日程度の配置又は嘱託を想定。</u> <u>(注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</u>	<u>(A) (1) の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に 60 時間以上^(注1)であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童^(注2)受入事業所</u> <u>(B) (1) の要件を満たす事業所</u> <u>(注1) 1 週に 2 日程度の配置又は嘱託を想定。</u> <u>(注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</u>
21	P161 表中 <u>改正後</u> 欄中 7 行目	<u>(注2) 法第 58 条第 1 項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>事業所は、毎年度、当該年の 9 月 30 日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第 58 条第 1 項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。</u> <u>(2) 加算の認定</u> <u>(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4 つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。</u>	<u>(注2) 法第 58 条第 1 項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>事業所は、毎年度、当該年の 9 月 30 日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第 58 条第 1 項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。</u> <u>(2) 加算の認定</u> <u>(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、国庫補助金の交付状況、4 つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して</u>

No.	該当箇所	誤	正
			<u>確認すること。</u>
22	P179 表中 <u>改正後</u> 欄中 19 行目	<u>(3) 加算額の算定</u> <u>加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。</u> <u>(A) (1) の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に 60 時間以上^(注1)であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童^(注2)受入事業所</u> <u>(B) (1) ②の要件を満たす事業所</u> <u>(注1) 1 週に 2 日程度の配置又は嘱託を想定。</u> <u>(注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</u>	<u>(3) 加算額の算定</u> <u>加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。</u> <u>(A) (1) の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に 60 時間以上^(注1)であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童^(注2)受入事業所</u> <u>(B) (1) の要件を満たす事業所</u> <u>(注1) 1 週に 2 日程度の配置又は嘱託を想定。</u> <u>(注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</u>
23	P180 表中 <u>改正後</u> 欄中 24 行目	<u>(注2) 法第 58 条第 1 項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>事業所は、毎年度、当該年の 9 月 30 日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第 58 条第 1 項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。</u> <u>(2) 加算の認定</u> <u>(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事</u>	<u>(注2) 法第 58 条第 1 項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>事業所は、毎年度、当該年の 9 月 30 日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第 58 条第 1 項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。</u> <u>(2) 加算の認定</u> <u>(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事</u>

No.	該当箇所	誤	正
		業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。	業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、国庫補助金の交付状況、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。
24	P182 表中 <u>改正後</u> 欄中 26 行目	<u>1. 基本分単価（⑥）</u> <u>（1）額の算定</u> 告示別表第三における小規模保育事業A型の表中3号の1、2歳児の保育短時間認定区分において地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた単価に、3歳児は65/100、4歳以上児は60/100を乗じて得た額とする。	<u>1. 基本分単価（⑥）</u> <u>（1）額の算定</u> 告示別表第三における小規模保育事業A型の表中3号の1、2歳児の地域区分（①）、定員区分（②）、認定区分（③）、年齢区分（④）、保育必要量区分（⑤）（以下「地域区分等」という。）に応じて定められた単価に、3歳児は65/100、4歳以上児は60/100を乗じて得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする（年度の初日の前日における年齢が、満2歳の子どもの場合は、3号認定に係る公定価格（年齢区分は「1、2歳児」）そのものを適用する。）。なお、副食費徴収免除対象子どもについては、算定した額に4,500円を加えた額とする。
25	P185 表中 <u>改正後</u> 欄中 27 行目	<u>（イ）家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項及び第3項並びに附則第6条から第9条（A型）の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。</u>	<u>（イ）家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項から第4項及び附則第6条から第9条（A型）の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置すること。</u>
26	P200 表中 <u>改正後</u> 欄中 33 行目	<u>（3）加算額の算定</u> 加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。 <u>（A）（1）の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に60時間以上^{（注1）}であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童^{（注2）}受入事業所</u> <u>（B）（1）②の要件を満たす事業所</u> <u>（注1）1週に2日程度の配置又は嘱託を想定。</u>	<u>（3）加算額の算定</u> 加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とする。 <u>（A）（1）の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に60時間以上^{（注1）}であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童^{（注2）}受入事業所</u> <u>（B）（1）の要件を満たす事業所</u> <u>（注1）1週に2日程度の配置又は嘱託を想定。</u>

No.	該当箇所	誤	正
		<u>(注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</u>	<u>(注2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</u>
27	P201 表中 <u>改正後</u> 欄中 38行目	<u>(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>事業所は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第58条第1項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。</u> <u>(2) 加算の認定</u> <u>(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。</u>	<u>(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>事業所は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第58条第1項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。</u> <u>(2) 加算の認定</u> <u>(ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、国庫補助金の交付状況、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。</u>
28	P210 表中 <u>改正前</u> 欄中 28行目	<u>(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項並びに附則第6条から第9条（A型）又は第31条第2項（B型）の規定に基づき、対象子どもの</u>	<u>(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第29条第2項並びに附則第6条から第9条（A型）又は第31条第2項（B型）の規定に基づき、対象子どもの</u>

No.	該当箇所	誤	正
		年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。	年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。
29	P210 表中 <u>改正後</u> 欄中 28 行目	(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第 29 条第 2 項並びに附則第 6 条から第 9 条 (A 型) 又は第 31 条第 2 項 (B 型) の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。	(イ) 家庭的保育事業等設備運営基準第 29 条第 2 項から第 4 項及び附則第 6 条から第 9 条 (A 型) 又は第 31 条第 2 項から第 5 項 (B 型) の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育従事者を配置すること。
30	P226 表中 <u>改正後</u> 欄中 28 行目	<u>(3) 加算額の算定</u> <u>加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。</u> <u>(A) (1) の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に 60 時間以上^(注1)であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童^(注2)受入事業所</u> <u>(B) (1) ②の要件を満たす事業所</u> <u>(注 1) 1 週に 2 日程度の配置又は嘱託を想定。</u> <u>(注 2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</u>	<u>(3) 加算額の算定</u> <u>加算額は、以下に掲げる状況の別に定められた基本額を、各月初日の利用子ども数で除して得た額(算定して得た額に 10 円未満の端数がある場合は切り捨てる。)とする。</u> <u>(A) (1) の要件を満たし、専門職の配置又は嘱託が月に 60 時間以上^(注1)であり、かつ、特別児童扶養手当支給対象児童^(注2)受入事業所</u> <u>(B) (1) の要件を満たす事業所</u> <u>(注 1) 1 週に 2 日程度の配置又は嘱託を想定。</u> <u>(注 2) 特別児童扶養手当の支給要件に該当するが所得制限により当該手当の支給がされていない児童を含む。</u>
31	P227 表中 <u>改正後</u> 欄中 33 行目	<u>(注 2) 法第 58 条第 1 項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>事業所は、毎年度、当該年の 9 月 30 日までに、子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第 58 条第 1 項に定めるものをいう。)を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされ</u>	<u>(注 2) 法第 58 条第 1 項の規定による報告に関する留意事項</u> <u>事業所は、毎年度、当該年の 9 月 30 日までに、子ども・子育て支援情報公表システム(ここ de サーチ)を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報(法第 58 条第 1 項に定めるものをいう。)を、教育・保育を提供する事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされてい</u>

No.	該当箇所	誤	正
		れていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。 (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。	ない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。 (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、国庫補助金の交付状況、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。
32	P226 表中改正後欄中 35行目	(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項 事業所は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第58条第1項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する施設又は事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。 (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事	(注2) 法第58条第1項の規定による報告に関する留意事項 事業所は、毎年度、当該年の9月30日までに、子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）を通じて、その提供する教育・保育等に係る教育・保育等情報（法第58条第1項に定めるものをいう。）を、教育・保育を提供する事業所の所在地の都道府県知事に報告すること。当該情報について変更がない場合も、その旨の報告を行うこと。ただし、事業所が所在する市町村から事業所に対し、当該報告がなされていない又は情報に誤りがあることについて指摘したにもかかわらず、適切な対応がなされていない場合は、当該年度の加算の算定は適用されないものとする。なお、「適切な対応がなされていない場合」は、報告内容や事業所の状況等を勘案して市町村が判断するものとする。 (2) 加算の認定 (ア) 加算の認定は、事業所が所在する市町村が行うこととし、加算を認定するに当たっては、その事

No.	該当箇所	誤	正
		<u>業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。</u> <u>（イ）当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。</u> <u>（3）加算額の算定</u> <u>加算額は、定められた額を、3月初日の事業所全体の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</u>	<u>業所の設置者からその旨の申請（事業所名、加算の適用年度、情報通信技術の導入及び活用において中核的な役割を担う責任者の氏名及び業務内容、国庫補助金の交付状況、4つの機能を有するシステム等の活用状況等が分かる資料、「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」の活用状況等が分かる資料等）を徴して確認すること。</u> <u>（イ）当年度の3月時点で当該年度において上記の要件を満たす取組が確認できれば、当年度の3月分の単価に加算する。</u> <u>（3）加算額の算定</u> <u>加算額は、定められた額を、3月初日の利用子ども数で除して得た額（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）とし、3月初日に利用する子どもの単価に加算する。</u>